# 再下請負通知書

直近上位					告ī Eī		負業者】						
注文者名 元請名称	会社名 代表者名												
〈〈自社に関	する事項	頁>>											
工事名称 及 び 工事内容													
工期	自至		年 年			注文者との 契約日					年	月	日
建設業の 許可	施工	に必要な	許可業種	許 可 番 号 大臣 特定					į	許可(更新	)年月日		
	工事業			知事 一般			号				年	月	日
			工事業	大臣 特定 第 知事 一般			号				年	月	日
※健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無		健康保険			厚生年金保険			雇用保険				
			加入 未加入 適用除外			加入 未加入 適用除外			入	加入 未加入 適用除外			
	事業所 整理記号等		営業所の名称			健康保険		厚生年金保険		Ā	雇用保険		
現場代理人名						安全衛生責任者名							
権限及び 意見申出方法							安全衛生推進者名						
※主任技術者名					雇用管理責任者名 ※専門技術者名								
資格內容													
						資格「	勺 容						
							担当工事	事内容					
一号特定技能外 国人の従事の状況 (有無)		有	有 無 外国人建設就党 従事の状況(有					外国人技能実習者の 従事の状況(有無)			有	無	

## 再下請負関係 様式2-2

## 〈〈再下請負関係〉〉

再下請負業者及び再下請契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名				代表者名							
住 所電話番号	〒 (Tel − − )										
※市内・市外 の別	市内·	市外(理由	:			)					
工事名称 及 び 工事内容											
工期	自至	年年	月日日	契約日				年	月	日	
※建設工事に認	 	託業務の場合は	:以下記入不要								
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		要な許可業種		許「	可番号	許可(更新)年月日					
建設業の 許 可	大臣 特定 <sub>工事業</sub> 知事 一般				第    号			有	三 月	日	
		工事業	大臣 特定 知事 一般	第	号		年	F 月	日		
				_			1				
			建康保険		厚生年金保険	É	雇用保険				
※健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	加入	未加入 窗用除外		加入 未加 適用除外	入	加入 未加 適用除外				
	事業所	営	業所の名称		健康保険	厚生年金保険			雇用保険		
	整理記号等	等									
	i										
現場代理人	名			安全	全衛生責任者名						
権限及び 意見申出方法				安全衛生推進者名							
※主任技術者名 専 任 非専任				雇用管理責任者名							
資格內容				※専門技術者名							
	·				資格内容						
					担当工事内容						
					<u>I</u>						
. 旦.杜.专杆	· 산년 AJ	Ī			ı						
一号特定技能外 国人の従事の状況 有 無 外国人建設就 従事の状況(4					有無	外国人 従事の	技能実		有	無	

#### 《記入要領》

- ※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]
  - 1 主任技術者の配置状況について [専任・非専任] のいずれかに○印を付すること
  - 2専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するため に必要な主任技術者を記載する。 (一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

  - 3主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
    - ①経験年数による場合
      - 1) 大学卒 [指定学科] 3年以上の実務経験
      - 2) 高校卒 [指定学科] 5年以上の実務経験
      - 3) その他
- 10年以上の実務経験
- ②資格等による場合
  - 1)建設業法「技術検定」
  - 2) 建築士法「建築士試験」
  - 3)技術士法「技術士試験」
  - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
  - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
  - 6) 消防法「消防設備士試験」
  - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

#### ※ [健康保険等の加入状況の記入要領]

- ①各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、「行っていない場合 (適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、 従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- ②営業所の名称の欄について、元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には 下請契約に係る営業所について記載する。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所 が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載する。下請負人の営業所の名称の欄には、請 負契約に係る営業所について記載する。
- ③健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載する。 - 括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- ④厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載する。一括適用の承認に係る営業 所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- ⑤雇用保険の欄には、労働保険番号を記載する。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本 店の労働保険番号を記載する。

#### ※[外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事の状況の記入要領]

- ①「一号特定技能外国人」(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能 の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの)が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する 予定がない場合は「無」を○で囲む。
- ②「外国人建設就労者」(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の表の上欄の在留 資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの)が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定が ない場合は「無」を○で囲む。
- ③「外国人技能実習生」(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の 在留資格を決定された者)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

#### ※ [市内・市外の別の記入要領]

- ① 下請負人に関して、契約営業所の所在地について「市内・市外」のいずれかに○印を付けること。② 「市外」の場合は、理由を記載すること。

### 《添付が必要な書類》(建設業法施行規則第14条の2第2項)

①作成建設業者と下請負人の下請負契約に係る契約の書面の写し。